

[フラット35適合証明業務手数料の改定内容について]

1. フラット35S(省エネルギー性)に係る審査手数料の見直し

○フラット35S(省エネルギー性)を適用する場合は、別途21,600円が加算されます。ただし、開口部比率に応じた仕様基準を適用する場合は除きます。

2. フラット35S(耐震性)に係る審査手数料の見直し

○フラット35S(耐震性)を適用する場合は、別途10,800円が加算されます。ただし、当センターの建築確認又は性能評価を併用する場合で耐震性の基準を確認している場合を除きます。

3. フラット35S(特に優良な住宅基準)(省エネルギー性、耐久性・可変性)に係る審査手数料の見直し

○フラット35S(特に優良な住宅基準)(省エネルギー性、耐久性・可変性)を適用する場合で、証明書類(住宅事業建築主基準に係る適合証、長期優良住宅認定通知書等)の提出があったものは、通常のフラット35の業務手数料に減額します。

4. フラット35Sの基準を複数適用する場合の業務手数料の見直し

○フラット35Sの各性能基準の項目を2以上選択する場合には、2項目目から1項目ごとに3,240円が加算されます。

5. フラット35の単独中間検査の業務手数料の追加

○フラット35の単独中間検査を行う場合は、別途16,200円が加算されます。

6. 中古住宅における耐震評価手数料の見直し

○中古住宅における耐震評価手数料を現行の10,800円から32,400円に改定します。

7. 耐久性基準を現場で確認する場合の手数料の見直し

○木造戸建て住宅の耐久性基準を現場で確認する場合は、別途32,400円が加算されます。

8. 書類審査・現地調査により不合格となった場合の手数料の見直し

○書類審査により不合格となった場合の手数料は10,800円ですが、耐震評価が必要な建築物の場合は32,400円に改定します。また、書類審査及び現地調査により不合格となった場合の手数料は27,000円ですが、耐震評価が必要な建築物の場合は48,600円に改定します。

9. 再発行手数料の見直し

○再発行手数料を、現行の3,240円から、5,400円に改定します